

警備業の合格証明書の書換えに関する郵送届出

茨城県内では、警備業法で規程されている下記届出について郵送届出が可能。

合格証明書の書換え申請、同交付（警備法第23条第5項の届出）

準備書類

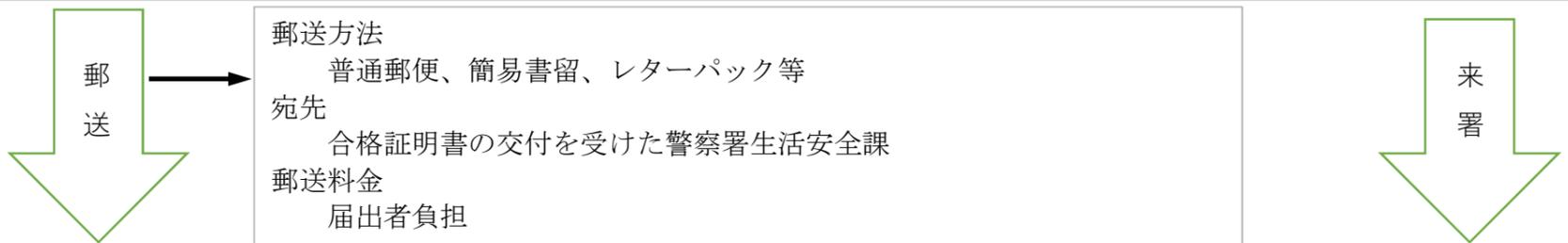
- ・合格証明書書換え申請書（警備員等の検定等に関する規則 別記様式第8号）
- ・書換えに係る当該合格証明書（原本）
- ・住民票の写し
- ・写真 1枚（申請前6月以内に撮影、無帽、正面、上三分身、無背景、縦3cm×横2.4cm
裏面に氏名、撮影年月日を記載）
- ・手数料 2,200円
（茨城県収入証紙（2,200円分）を貼付した警備業関係手数料納付書
*（茨城県収入証紙により徴収する警察関係手数料に関する規則 別記様式第6号）

*郵送による「茨城県収入証紙」購入方法の問い合わせ：茨城県庁生活協同組合（電話029-301-6150）

- ・返信用封筒
長型3号（23.5cm×12cm）又は長型40号（20.5cm×9cm）
切手を貼付（簡易書留）
送達先の記載（申請者が確実に受け取れる場所を指定）

【指導事項】

郵送による書換え申請から交付までの間に申請者等が当該合格証明書の携帯が必要な業務に就く場合は、書換え前の合格証明書の写しを携帯し、関係人から請求があった場合には、その写しを提示し、書換え申請中であることを説明するように指導する。



警察署（合格証明書の交付を受けた警察署の生活安全課）へ郵便物の到着 又は 来署による届出

申請書の記載事項及び添付書類の適否の調査

不備あり

不備なし

書類不備に対する措置（来署による届出の場合は、その場で訂正を求めること）

【軽微な補正】

- ・電話により聴取し、届出書には補正内容を朱書きする。
- ・電話補正報告書を作成し記録化する。
(例) 誤字・脱字等

【書類不備等に対する措置】

- ・大幅な補正が必要な場合
生総課へ問い合わせた後、対応する。
- ・添付書類の不備
架電して必要な添付書類を教示の上、不足書類の郵送又は来署による書類の受領

【許可等事務管理システムへの登録】

- 修正登録
- ・郵送による届出の旨の簡記
- ・不備理由の簡記

不備なし

- ・許可等事務管理システムへの届出受理登録
- ・申請等受付票兼受領備考欄に「郵送受理」と記載
来署者確認欄は空欄

申請書等の受理・決裁

警察本部（生活安全総務課）への上申（返信用封筒も送付）

書類審査

申請者への郵送による交付（本部から送付）

警察本部から警察署への発送した旨の電話連絡
↓
許可等事務管理システムへの登録